

(中小企業信用保険法施行規則の一部改正)

第四条 中小企業信用保険法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条から第九条までの規定中、「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「経営資源活用関連保証」の下に、「同法第三十九条の五に規定する中小企業承継事業再生関連保証」を加える。

第十条中、「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十九条の五に規定する中小企業承継事業再生関連保証及び同法」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第十九の備考中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「第17条第1項第1号から第4号、第7号及び第8号」を「第17条第1項第1号から第5号まで、第10号及び第11号」に改め、「産業再生法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「第17条第1項第1号(第2号、第3号、第4号、第7号又は第8号)を「第17条第1項第1号(第2号、第3号、第4号、第5号、第10号又は第11号)に改め、「第17条第1項第5号若しくは第6号」を「第17条第1項第6号から第9号まで」に改め、「第17条第1項第5号(第6号)を「第17条第1項第6号(第7号、第8号又は第9号)に改め。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部改正)

第六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

(産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令の一部改正)

第七条 産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令(平成十九年経済産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令

第一条中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

様式第一中「様式第一」を「様式第一(第2条関係)」に改め、「産業活力再生特別措置法第48条第一項の規定に基づき、同法第2条第8項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第48条第1項の規定に基づき、同法第2条第25項」に改め、「(平成十六年法律第五十一号)第六條第五号」を「(平成十六年法律第151号)第六條第五号」に改め、「第五條各号のいずれかに該当する」を「事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第5条の要件を満たす」に改め、「産業活力再生特別措置法第48条第1項の規定に基づき」を「事業再生に係る」に改め、「様式第二」を「様式第二(第3条関係)」に改め、「産業活力再生特別措置法第48条第1項の規定に基づき」を「事業再生に係る」に改め、「様式第三」を「様式第三(第17条関係)」に改め、「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「様式第四」を「様式第四(第18条関係)」に改め、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め。

(特定標準事業権登録令施行規則の一部改正)

第八条 特定通常実施権登録令施行規則(平成二十年経済産業省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

附則

この省令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年六月二十二日)から施行する。

○経済産業省令第三十五号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第十八条第三項の規定に基づき、並びに特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律を実施するため、特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十一日

経済産業大臣 一橋 俊博

特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の十三の第三項中「フレキシブルディスク」を「磁気ディスク」に改める。
様式第五十四の備考4中「又は【請求項〇】」を「単位として」と改め、「この範囲において、特許協力条約第39条の規定に基づく補正の特許法第84条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、請求項の数を増減又は減少するものであるときは、特許請求の範囲の全文を単位として提出しなければならない。」を削り、同様の備考5中「又は、(明細書に記載した配列表を補正した場合にあっては)配列表の〇を修正した。」又は、「改め。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「一月以内」を「二月以内」に改める。

第五十条の三第二項中「限る。」の下に「次項において同じ。」を加え、第三項を次のように改める。

3 第一項の配列表について法第六条の規定による命令に基づく補正、法第十一条の規定による補正及び第七十七条第一項の規定による訂正の請求(以下この項及び第八項において「補正等」という。)をするときは、特例法第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行った配列表を含む国際出願に係る第一項の配列表についてする場合を除き、当該補正等後の配列表を記録した磁気ディスクを特許庁長官に提出しなければならない。

第五十条の三第四項中(前項において準用する場合を含む。)、を削り、又は、の下に「前項の規定により、若しくは、を加え、同条第六項中「第三項の規定により、の下に、若しくは前項の規定による命令に基づき、を加え、又は磁気ディスク」を削り、当該配列表を記載した書面又は当該磁気ディスク」を「当該磁気ディスク又は当該配列表を記載した書面」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 特例法第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行った配列表を含む国際出願に係る第一項の配列表について補正等をするときは、当該補正等後の配列表を記録した磁気ディスクを様式第十五又は様式第十五の二により作成した手続補正書(第七十七条第一項の規定による訂正を請求する場合にあっては、様式第二十六又は様式第二十六の二により作成した訂正請求書)に添付しなければならない。